

# 新しい国民健康保険被保険者証(保険証)を郵送します

☎ 国民健康保険課 (☎27-2735)

8月1日(木)から国民健康保険被保険者証(保険証)が新しくなります。国民健康保険(国保)に加入している全世帯に7月上旬以降に郵送します。

## 保険証が届いたら必ず確認を

保険証が届いたら、国保に加入している家族全員分の保険証が届いているか、社会保険などに加入している人の保険証が届いていないか、氏名や住所に誤りがないかを必ず確認してください。

## 新しい保険証の有効期限

有効期限は令和7年7月31日(木)です。70歳になる人の保険証の有効期限は、誕生月の末日です。該当者には有効期限が切れる前に保険証を郵送します。75歳になり後期高齢者医療制度の被保険者となる人の保険証の有効期限は、誕生日の前日です。該当者には有効期限が切れる前に年金医療課から後期高齢者医療被保険者証を郵送します。

## 国民健康保険税(国保税)に滞納がある場合

災害など特別な事情もなく国保税の滞納を続けた場合は、保険証ではなく資格証明書を交付します。資格証明書の場合、医療機関にかかるときは、いったん医療費を全額支払う必要があります。

## 有効期限が過ぎた保険証は返却を

有効期限の過ぎた保険証は、国民健康保険課または各支所市民サービス課に返却するか、各自で処分してください。

## こんなときは国民健康保険の届け出をしましょう

	こんなとき	手続きに必要な物
国保に加入する	他の市区町村から転入した	転出証明書
	職場の健康保険をやめた・家族などの扶養から外れた	社会保険離脱証明書
	子どもが生まれた	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	外国人で住民票が作成された(在留期間が3カ月を超えるなど)	在留カードまたは特別永住者証明書、パスポート
国保をやめる	他の市区町村に転出する	世帯全員の保険証
	職場の健康保険に加入した・家族などの扶養になった	国保の保険証、加入した職場の保険証(扶養家族になったときは加入年月日が分かる物)
	死亡した	保険証
	生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知書
	外国人の加入資格がなくなった	保険証、在留カードまたは特別永住者証明書、パスポート
上記の届け出以外	市内で住所が変わった	保険証
	世帯主や氏名が変わった	
	世帯が分かれた・一緒になった	保険証、在学証明書
	修学のため他の市区町村に住むことになった	
保険証を紛失、または破損した	破損した保険証	

※手続きは14日以内に済ませてください  
※届け出には本人確認ができる物(運転免許証など)が必要です。マイナンバーカードを持っている人は、併せて持ってきてください

12月2日(月)以降、現行の保険証が廃止されても、今回郵送する新しい保険証は有効期限の日まで使えます

法改正により、12月2日(月)以降は現行の保険証は廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録がされたマイナンバーカード)に移行します。ただし、12月1日(日)以前に交付された保険証は、保険証に記載された有効期限の日まで使うことができます。  
※就職などで職場の健康保険に加入した場合や、後期高齢者医療制度に移行した場合、住所や氏名などが変更となった場合などを除きます



▲市HP

# マイナンバーカードや健康保険証を医療機関で提示すれば限度額適用認定証は不要です

☎ 国民健康保険加入者Ⅱ国民健康保険課(☎27-2735)  
後期高齢者医療制度加入者Ⅱ年金医療課(☎27-2739)

オンライン資格確認が導入された医療機関・薬局では、マイナンバーカードまたは健康保険証を提示し、所得区分の情報提供に同意すれば、限度額適用認定証(同じ医療機関での1カ月の医療費が高額になる場合、保険診療分の支払いを自己負担限度額までとする証)を提示する必要はありません。健康保険証とひも付けたマイナンバーカードを持っているだけでも、医療機関では健康保険証の記号番号などによりオンラインで自己負担限度額(所得区分)を確認できます。

※国民健康保険税の滞納がある場合は、滞納分を納付する必要がある場合があります

※オンライン資格確認を利用できない医療機関・薬局から限度額適用認定証の提示を求められた場合は、限度額適用認定証の交付申請をしてください

※世帯内で所得の未申告者がいる場合、適切な所得区分が反映されません

## 住民税非課税世帯で長期入院中の入

住民税非課税世帯で、過去12カ月の入院日数が90日を超えた場合は、申請により入院したときの食事代の負担が減額されることがあります。詳しくは問い合わせください。

国民健康保険に加入している既に限度額適用認定証を持っている人のうち、住民税非課税世帯で、入院日数が90日を超えたことが確認できた人には、7月中旬ごろに申請書を郵送します。

## 後期高齢者医療制度に加入している人

後期高齢者医療制度に加入している既に限度額適用認定証を持っている人で、8月以降も該当になる人は、7月中旬ごろに新しい限度額適用認定証を被保険者証と一緒に郵送します。

※申請などは必要ありません

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険(料)の通知書を郵送します

☎ 国保税Ⅱ国民健康保険課(☎27-2736)  
後期高齢者医療保険料Ⅱ年金医療課(☎27-2739)  
介護保険料Ⅱ介護保険課(☎27-2742)

国民健康保険税(国保税)の納税通知書と、後期高齢者医療制度・介護保険の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。保険税(料)は、定められた納期限までに納めましょう。

## 納付の方法・納期

保険税(料)の納付方法には、口座振替や納付書で納付する普通徴収と、年金からあらかじめ差し引いて納付する特別徴収があります。普通徴収の納期は下表のとおりです。特別徴収の場合は年金支給月(年6回)の年金から差し引きます。

## 保険税(料)などの相談を電話で受け付けます

保険税(料)の内容や制度に関する質問や相談を、電話で受け付けます。保険税(料)の通知書を用意の上、電話をしてください。通知書発送後は窓口が混雑し、待ち時間が長くなる

## 保険税(料)普通徴収の納期

納期	納期限(口座振替日)
1期	7月31日(水)
2期	9月2日(月)
3期	9月30日(月)
4期	10月31日(木)
5期	12月2日(月)
6期	12月25日(水)
7期	令和7年1月31日(金)
8期	令和7年2月28日(金)

災害など特別な事情で一時的に保険税(料)が支払えなくなったときは、分割納付や一定期間の納付猶予、減免などを受けられることがあります。早めに相談してください。

## 支払いに困ったら相談を

場合があります。混雑緩和のため、できるだけ電話で問い合わせてください。